



島根県報

平成20年 2月26日 (火)
第 1,960 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
島根県土地利用対策要綱の一部改正	(土地資源対策課) 1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地域福祉課) 1
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課) 2
保安林予定森林	(森林整備課) 2
解除予定保安林	(") 2
保安林の指定施業要件の変更(3件)	(") 3
公 告	
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
収用委告示	
公示による通知	4

告 示

島根県告示第146号

島根県土地利用対策要綱(昭和60年島根県告示第330号)の一部を次のように改正する。

平成20年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第2号中 「 6 総 合 意 見 [] 」 を削る。

附 則

この告示は、平成20年 4月 1日から施行する。

島根県告示第147号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 花の村	江津市後地町821番地	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション合歡の郷	江津市後地町821番地	平成18年 4月 1日

社会福祉法人 花の村	江津市後地町821番地	介護予防通所介護	デイサービスセンター合歓の郷	江津市後地町821番地	平成20年1月23日
------------	-------------	----------	----------------	-------------	------------

島根県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、斐川町土地改良区の定款変更を平成20年2月19日付
けで認可した。

平成20年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第149号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐3326、3327 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第150号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示
する。

平成20年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町篠淵字下山向968、1232、字小ナメラ969、970 - 1、971

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第151号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和46年 3月22日農林省告示第540号
- (2) 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市吉田町民谷字民谷963 - 11・965 - 2・987 - 43・吉田町吉田字大吉田3613 - 4・3613 - 5・3614 - 2・3614 - 3・3615 - 3 から3615 - 5 まで・吉田町深野字深野524 - 4・525 - 7（以上12筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和53年 6月 7日農林省告示第694号（1及び2に係るものに限る。）、昭和62年 7月15日農林水産省告示第880号、昭和63年 8月 2日農林水産省告示第1110号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町波多2274 - 6、2392 - 1、飯石郡飯南町八神1432、1445、1579 - 6、1580

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

江津市江津町1016番地39、1016番地43、1016番地44、1016番地46

江津市嘉久志町イ1228番地12～14

面積 7,894.00平方メートル

2 工事を完了した公共施設

第3工区の道路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市江津町1525番地

江津市

市長 田中 増次

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき事項を記載した書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342

号) 第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 2 月26日

島根県収用委員会会長 大 賀 良 一

1 通知すべき事項を記載した書類

平成20年 2 月18日付け審理開始の通知

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

氏名 小山(又は小方)久子

住所 不明

ただし、戸籍の最後の住所 大阪府中河内郡北江村大字新庄八百八番地

土地登記簿記載の住所 大阪府東大阪市新庄808番地

3 書類の受領等

出頭のうえ、通知すべき事項を記載した書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成20年 3 月11日をもって通知があったものとみなされる。

